

国会

法律 35/2009/QH12 号

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

国家の賠償責任に関する法律

2001 年第 10 回国会の決議 51/2001/QH10 号に基づいて改正、補充されたベトナム社会主義共和国
1992 年憲法に基づいて；

国会は国家の賠償責任に関する法律を制定する。

第 1 章

総則

第 1 条 適用範囲

この法律は、国家行政管理活動、訴訟活動及び判決執行において公務を執行する者により損害を受けた個人、組織に対する国家の賠償責任；損害賠償解決手続；被害を受けた個人や組織の権利及び義務；損害賠償の予算並びに公務を執行して損害を発生させた者の求償責任を規定する。

第 2 条 賠償の対象

本法の規定する場合に該当する物的損害及び精神的損害を受けた個人及び組織（以下「損害を被った者」という。）はだれでも、本法により、国家から賠償を受けることができる。

第 3 条 用語の定義

この法律において、以下の用語は次のように解する。

1. 公務執行者とは、行政管理活動、訴訟活動及び判決執行の任務を果たすために国家機関の一地位に選ばれ、承認され、採用され、あるいは任命された者、または、行政管理活動、訴訟活動及び判決執行活動に関連する義務を果たすべく権限ある国家機関により任命された者である。
2. 公務執行者によって行われ、損害を惹起させた違法行為とは、法律に規定された義務と権限に従っていない不作為あるいは作為の行為であり、かつ、権限ある国家機関により文書によって決定された行為である。
3. 公務を執行する者の違法行為を決定する文書とは、不服申立・告訴¹の解決に関する権限ある国家機関による不服申立・告訴の解消決定あるいは訴訟執行の権限を有する機関²の判決、決定である。
4. 賠償責任機関³とは、違法行為を行って損害を惹起させた公務執行者を直接監督する機関あるいは本法に規定するその他の機関である。

¹ 不服申立=khieuai(=陳情する)。告訴=tocao(訴告=告訴、告発)

² 訴訟執行の権限を有する機関 (coquan co tham quyentien hanh tot tung)=訴訟執行機関 (coquan tien hanh tot tung)。ベトナム刑訴法第33条参考。

³ 原語は“coquan co trach nhanh bai thuong” (=賠償責任を有する機関)。

第 4 条 賠償請求権

損害を被った者は、権限ある国家機関によって公務執行者の行為が違法であると確定された文書、あるいは損害を被った者が本法第26条に規定する場合に該当する旨刑事訴訟において権限ある機関によって確定された文書を有する場合、賠償責任機関に対して、賠償解決を行うように請求する権利を有する。

損害を被った者は、不服申立あるいは行政事件訴訟の過程において、賠償解決を行う機関あるいは裁判所に対して、賠償の解決を請求する権利を有する。

第 5 条 賠償請求の時効

1. 本法第4条1項に規定する賠償請求権の時効⁵は、公務を執行する者の行為が違法であることを確定する文書が権限ある国家機関から発行された時点から、あるいは損害を被った者が本法第26条に規定する場合に該当する旨刑事訴訟において権限ある機関によって確定された判決、決定が法的効力を有した時点から、2年である。
2. 本法第4条2項に規定する賠償請求権の時効は、不服申立・告訴⁶及び行政事件解決手続⁷の規定に従って決定される。
3. 不服申立あるいは行政事件の解決過程において公務執行者の違法行為が現実に損害を発生させたことを確定したが、その損害賠償が未だなされていない場合、賠償請求権の時効は、本条第1項の規定に従う。

第 6 条 賠償責任の確定根拠⁸

1. 行政管理活動、民事訴訟活動、行政訴訟活動及び判決執行活動における国家の賠償責任は、以下の各根拠がある場合に確定される。
 - a) 公務執行者の違法行為が本法第13条、28条、38条及び39条に規定する賠償責任の範囲に該当する旨確定した権限ある国家機関の文書がある。
 - b) 公務執行者の違法行為によって、現実的な損害が損害を被った者に対して発生した。

⁴ 原語は“người bị thiệt hại”。単に「被害者」と訳した箇所もある。

⁵ 原語は“thời hạn”（時効）。ベトナム民法154条以下参照。

⁶ 原語での正式名は“pháp luật về khiếu nại tố cáo”

⁷ 原語での正式名は“pháp luật về thủ tục giải quyết các vụ án hành chính”

⁸ 原語は“căn cứ xác định trách nhiệm bồi thường”（=責任の発生要件）。

- 2 刑事訴訟活動における国家の賠償責任を確定するには、以下の各根拠を有さなければならない。
 - a) 公務執行者の違法行為が本法第26条に規定する賠償責任の範囲に該当する旨確定した権限ある国家機関の文書がある。
 - b) 刑事訴訟執行者により損害を受けた者に対する現実的な損害が、本法第26条の規定に該当する場合において発生した。
- 3 国家は、以下の各場合において発生した損害に対しては賠償しない。
 - a) 損害を被った者の故意・過失による場合
 - b) 損害を被った者が、賠償解決の過程で証拠や資料を隠蔽し、あるいは真実と異なる資料を提出した場合
 - c) 不可抗力、緊急状態⁹による場合

第7条 賠償解決の原則

賠償の解決は以下の各原則に従わなければならぬ。

- 1 遵時、公開か¹²法に従っていること
- 2 賠償責任機関と被害者あるいはその合法的代理人との間の合意に基づいて行われること
- 3 当事者が別途の合意をした場合を除き、金銭による一回払いに行われること。

第8条 賠償責任機関の任務及び権限

賠償責任機関は、以下の任務、権限を有する。

- 1 損害を被った者からの賠償請求書を受理し、処理すること。
- 2 損害を被った者と交渉し、損害を明確に確定し、賠償解決決定を発布すること。
- 3 損害を被った者が賠償の解決を求めて裁判所に提訴した場合、被告として裁判所の訴訟手続に参加すること。
- 4 損害を被った者に対する支払を実行し、賠償費用の収支決算を行うこと。
- 5 公務執行者に対して、国家が損害を被った者に賠償した金額を求償すること。
- 6 不服申立・告訴法の規定に従い、賠償解決に関連する不服申立、告訴を解決すること。
- 7 損害を被った者の権利、合法的利益¹⁰を回復し、あるいは関係する組織にその回復を提案すること。
- 8 法の規定に従い、賠償解決を報告すること。

第9条 損害を被った者の権利及び義務

- 1 損害を被った者は、以下の権利を有する。
 - a) 国家に対して、本法の規定に従って損害賠償を要求し、名誉を回復すること。
 - b) 賠償責任機関あるいは裁判所に賠償を解決させ、賠償解決について通知されること。
 - c) 賠償の解決において権限ある者の違法な決定、行為に対して、不服申立・告訴法の規定に従って不服申立、告訴を行うこと。
 - d) 裁判所の決定、判決に対して、訴訟法の規定に従って不服申立、上訴¹¹すること。
 - d) 関係する機関、組織に対して、自己の権利、合法的利益の回復を求める。
- 2 損害を被った者は、以下の義務を有する。
 - a) 賠償解決請求に関連する十分かつ真実の資料、証拠を適時¹³に提出すること。
 - b) 現実に発生した損害を証明すること

第10条 損害を惹起させた公務執行者の権利、義務

⁹原語は“sự kiện bất khả kháng” (=不可抗力) ” “tình thế cấp thiêt” (=緊急状態)”。ベトナム民法161条1項、623条3項b号参照。

¹⁰原語は“lợi ích hợp pháp”

¹¹原語は“khang cao”。

- 1 損害を惹起させた公務執行者は、以下の権利を有する。
 - a) 賠償解決に關係する決定を通知され、受領すること。
 - b) 賠償の解決において権限ある者の違法な決定、行為に対して、法律の規定に従って不服申立、告訴を行うこと。
 - c) 法律の規定するその他の権利。
- 2 損害を惹起させた公務執行者は、以下の義務を有する。
 - a) 賠償責任機関あるいは裁判所の要求に従い、賠償解決に関連する十分かつ真実の情報、資料を適時¹³に提出すること。
 - b) 権限ある国家機関の決定に従い、国家が損害を被った者に賠償した金額を返還すること。
 - c) 法律の規定するその他の義務。

第11条 賠償任務を管理する責任

- 1 政府は、以下の責任を有する。
 - a) 行政管理活動及び判決執行活動における賠償任務を指導、管理する。
 - b) 訴訟活動における賠償任務について、最高人民法院、最高人民検察院と協力する¹⁴こと。
 - c) 自らの権限あるいは権限ある国家機関の建議に基づいて、国家賠償責任に関する法律を公布し、改正し、補充すること。
 - d) 毎年、国会、国会常任委員会が要求した場合、国家賠償に関する統計、総括を国会、国会常任委員会に報告すること。
 - e) 司法省は、本条第1項に規定する任務を政府が実行することを補助する。
- 2 各省、各省級機関、各級の人民委員会は、それぞれの任務と権限の範囲内において、賠償任務の管理を実行する。毎年、自己の賠償任務について司法省に報告する。
- 3 財務省は、賠償に関する国家予算の使用及び決算に関する法規範文書を起草して、公布権限を有する国家機関に対して提出し、あるいは自らの権限において公布する。
- 4 最高人民法院、最高人民検察院は、それぞれの任務と権限の範囲内において、賠償解決任務を管理し、政府とともに協力してその管理任務を実行する。毎年、自己の賠償任務について司法省に報告する。
- 5 政府、最高人民法院、最高人民検察院は、それぞれの任務と権限の範囲内において、本条を実施する細則を規定する。

第12条 禁止行為

- 1 賠償を受けるため、記録、資料、書類を偽造すること。
- 2 賠償において利益を得るために、損害を被った者、賠償解決の責任を有する者及び関係者が共謀すること。
- 3 賠償解決の過程において、法律に反して職務、権限を利用し、干渉すること。
- 4 賠償を解決しない、あるいは法律に反して賠償解決をすること。

第2章

行政管理活動における国家賠償責任

第1節

範囲及び賠償責任機関

第13条 行政管理活動における賠償範囲

国家は、以下の場合において公務執行者の違法行為によって損害が惹起された場合、その損害を賠償する責任を有する。

- 1 行政違法の处罚¹⁵に関する決定を発布すること。

¹²原語 “Phối hợp” (=調整する。配合する。)

- 2 行政違反の抑止措置を適用し、行政違反の処理業務を保証すること。
- 3 住居、プラント¹³及び他の建築物の強制的な撤去手段並びに行政違反の処罰に関する決定を執行するための強制手段を適用すること。
- 4 更正施設、再教育施設あるいは医療施設¹⁴に人を収用する行政処分の措置を適用すること。
- 5 営業登録証明書、投資証明書、許可証及び許可証と同等の価値を持つその他の書面の発行、取消を行うこと。
- 6 税金、費用、手数料を適用すること。税金、費用、手数料を徴収すること。過年度の税金を徴収すること¹⁵。土地使用料を徴収すること。
- 7 関税手続を適用すること。
- 8 土地の交付、土地の貸与、土地の回収、土地使用目的の変更許可。土地上の物の収去と明け渡し¹⁶、再定住のための補償や支援。土地使用権、土地定着物所有権の証明書を発行あるいは回収すること。
- 9 紛争解決に関する決定を発布すること。
10. 10. 資格を受ける十分な条件を有しない者に対して特許¹⁷を与えること。資格を受ける十分な条件を有しない工業所有権の対象に対して特許を与えること。特許の効力を終わらせる決定を発布すること。
11. 11. 資格を有する対象に対して営業登録証明書、投資証明書、許可証及び許可証と同等の価値を持つその他の書面、特許を発給しないこと。
12. 12. 法律に規定されたその他の賠償される場合。

第14条 賠償責任機関

1. 違法行為を行って損害を発生させた公務執行者を直接監督する行政機関は、賠償責任機関とする。
2. 本条1項に規定する機関のほか、賠償責任機関は次のように確定される。
 - a) 公務執行者を監督する機関がすでに分割、併合、統合あるいは解散した場合、その機関の機能、責務を承継した機関が国家賠償責任機関になる。解散した機関の機能や責務を承継した機関がないときは、解散決定を発布した機関が賠償責任機関である。
 - b) 損害を発生させた公務執行者が、賠償請求書の受理時点において、その者を監督していた機関で働いていない場合、損害発生時にその公務執行者を監督していた機関が賠償責任機関である。
 - c) 公務執行につき委權あるいは委託があった場合、委權をした機関あるいは委託をした機関が賠償責任機関となる。委權あるいは委託を受けた機関がその委權あるいは委託の内容を正しく執行せずに損害を発生させた場合、その機関が賠償責任機関である。
 - d) 複数の機関からの複数の公務執行者が共同して損害を発生させた場合、主要な責任を負う部門、分野を担当する機関が賠償責任機関である。

¹³ 原語 “xuphát” (=罰金)

¹⁴ 原語は “côngtình” (工程。=建設・土木工事)

¹⁵ 原語は “tuờnggiáodùng” (=更生施設), “cosògiáoduc” (=教育施設), “cosòchǔabện” (=医療施設)

¹⁶ 原語は “thue” (税), “phi” (費), “lèphi” (例費=規定料金), “tuythuthue” (=税の追戻)

¹⁷ 一文の原語は “bồithường (補償), hỗtrợ (互助), giảiphóng (解放) mặt bằng (平面), táiđịnhhà (再定住)”。Ex. 土地の貸与期限切れや収用による土地明渡し(建物収去含む)及び再定住のための補償、支援。

¹⁸ 原語は “Vănbangbaoho (Vănbang=文書, baoho=保護する)”

- d) 中央及び地方機関からの複数の公務執行者が共同して損害を惹起させた場合、中央機関が賠償責任機関である。

第2節

賠償解決手続

第15条 公務執行者の違法行為の確定請求

1. 個人、組織は、公務執行者によって自らが損害を受けたと思料するときは、不服申立の解決権限を有する機関に対して、その調査¹⁹及び公務執行者の違法行為を決定するように要求する権利を有する。
2. 不服申立の解決権限を有する機関は、不服申立・告訴法の規定する期間内に、公務執行者が違法行為を犯した、あるいは犯していないことについて、調査を行い、文書によって決定しなければならない。
3. 公務執行者の違法行為を確定する手続は、不服申立・告訴法の規定に従うものとする。不服申立・告訴の解決決定の中では、損害を発生させた公務執行者の違法行為を確定しなければならない。

第16条 賠償請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第13条に規定する各行為につき公務執行者の違法行為を確定する文書を受け取ったときは、本法第14条の規定に従った賠償責任機関に対して、賠償請求書を送付する権利を有する。
2. 賠償請求書には以下の主要な内容を記載すること。
 - a) 賠償請求をする者の氏名、住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定した権限ある国家機関の文書、賠償請求に関係する資料、証拠を添付しなければならない。

第17条 賠償解決の請求書の受理²⁰

1. 賠償責任機関は、賠償請求書類を受け取ったときは、請求書及び附属書類の適法性を検査し、確定しなければならない。請求書類が不十分な場合、当該機関は損害を受けた者に書類を補充するように指導する。
2. 書類を受け取った機関は、もし賠償請求が自らの解決責任の範囲内であると判断したならば、請求書及び所定の書類を受け取った日から5営業日以内に、その請求書を受理し、損害を受けた者に受理したことを書面で通知しなければならない。書類を受け取った機関は、もし賠償請求が自らの解決責任の範囲内にないときは、賠償請求書類を返還し、損害を受けた者が賠償の解決を請求するため、その者に権限ある国家機関に対して請求書を送るように指導しなければならない。

第18条 損害の確定²¹

1. 賠償責任機関は、賠償解決の請求書を受理した日から20日以内に、賠償額確定の根拠とするために、発生した損害を確定し終えなければならない。複雑な事案、あるいは複数の場所で確定調査を行わなければならない場合、損害確定の期間を延長できるが、40日を超えてはならない。
2. 賠償責任機関は、事件の本質、内容に応じて、財産の価格決定及び損害の鑑定を行い、健康被害の鑑定を行い、あるいは賠

¹⁹ 原語は “xemxé” (=観察する、視察する)

²⁰ 原語は “thuỷ” (受理)

²¹ 原語は “xácminh” (確明=明白に確定する)

債解決について関係する機関からの意見聴取を行うことができる。価格決定、鑑定の費用²は国家予算により担保される。

3. 損害を受けた者が、価格決定、鑑定の結果に同意せず、再度の価格決定、鑑定を要求し、賠償責任期間が同意した場合は、価格決定、鑑定の結果が、再度の価格決定、鑑定に根拠があることを証明した場合を除き、損害を受けた者が各費用を支払わなければならない。

第19条 賠償に関する交渉

1. 賠償責任機関は、損害を確定し終えた日から30日以内に、賠償解決について、損害を受けた者との交渉の場を設け³、交渉を行わなければならない⁴。複雑な事案の場合、交渉期間は延長できるが、45日を超えてはならない。
2. 交渉には、賠償責任機関の代表、損害を受けた者あるいはその合法的代理人が参加する。必要な場合には、損害を発生させた公務執行者も交渉の場に召喚して出席させる。
賠償責任機関の代表者は、損害を受けた者に対する賠償を合意し、賠償責任機関に対して責任を引き受ける権限を有する者となるものとする。
3. 交渉の場所は、当事者間に別途の合意がある場合を除き、賠償責任機関の所在地あるいは損害を受けた者が居住する市、区、町⁵の人民委員会の所在地とする。
4. 交渉は文書で記録されなければならない。記録には次の各内容を記入する。
 - a) 交渉の年月日
 - b) 交渉の場所、交渉の参加者
 - c) 交渉参加者の各意見
 - d) 結論に至った⁶、あるいは至らなかった交渉内容
交渉記録には各参加者が署名をし、交渉終了後直ちに損害を被った者に交付されなければならない。
5. 交渉結果は、賠償解決決定をするための基礎となる。

第20条 賠償解決決定

1. 賠償責任機関は、交渉が終結した日から10日以内に、賠償解決決定を発布しなければならない。賠償解決決定には、次の内容を記載しなければならない。
 - a) 賠償請求者の氏名、住所
 - b) 賠償請求の理由の要約
 - c) 賠償責任を確定した根拠
 - d) 賠償額
 - e) 賠償解決決定に賛成しない場合、裁判所に訴え提起する権利
 - f) 賠償解決決定の効力
2. 賠償解決決定は、賠償請求者に交付されなければならず、また、賠償責任機関の直近上級機関及び損害を発生させた公務執行者に対して送付されなければならない。

第21条 賠償解決決定の効力

賠償解決決定は、損害を受けた者が同意をせず、裁判所に訴え提起した場合を除き、損害を受けた者が決定を受け取った日から15日後に効力を有する。

裁判所における賠償解決

第22条 裁判所に対する賠償解決の訴え提起

1. 損害を受けた者は、賠償責任機関が決定を発付しないまま本法第20条に規定する賠償解決決定の発布期限が満了した場合はその満了日から、あるいは損害を受けた者が決定を受け取ったが同意しない場合はその受け取った日から、それぞれ15日以内に、本法23条の規定に従って管轄権のある裁判所に対して、賠償解決請求のため訴訟を提起する権利を有する。
損害を受けた者が客観的阻害⁷あるいは不可抗力により期間内に訴訟提起できなかったことを証明できた場合は、客観的阻害あるいは不可抗力が存在した時間は訴え提起の時効期間に入れないと。
2. 損害を受けた者は、賠償解決決定が本法第21条の規定に従って法的効力を有した場合、裁判所に賠償解決を求めて訴え提起する権利を有さない。

第23条 裁判所の管轄権及び賠償請求手続

1. 賠償請求解決の管轄を有する裁判所は、損害を受けた個人が居住し、あるいは稼働する場所又は損害を受けた組織が所在する場所又は損害が発生した場所のうち損害を受けた者の選択した場所、あるいは民事訴訟法の規定によるその他の場合における県⁸級人民裁判所である。
2. 裁判所における賠償請求の解決手続は、民事訴訟法の規定に従って行われる。

第4節

行政事件の解決過程における賠償請求の解決

第24条 行政事件訴訟の過程における賠償請求

1. 行政事件訴訟を提起する者は、提訴の過程において、もし公務執行者の違法行為によって自らが損害を受けたと料する場合、行政事件の解決権限を有する裁判所に対して賠償解決の実現を請求する権利を有する。この場合には、訴状に次の内容をも記載しなければならない。
 - a) 公務執行者の違法行為を確定する要求
 - b) 賠償請求の内容
 - c) 損害及び賠償請求額
 - d) 賠償請求に關連する資料、証拠
2. 行政事件の解決過程における賠償請求の解決手続には、行政事件解決手続に関する法令の規定を準用する。

第25条 裁判所の判断、決定中の賠償請求解決の内容

1. 行政事件を解決する際にもし賠償請求がされている場合には、裁判所の判断、決定中には、次の内容をも記載しなければならない。
 - a) 賠償請求の理由の要約
 - b) 賠償責任を確定する根拠
 - c) 賠償額
 - d) 賠償の方法⁹
2. 賠償責任と賠償額の確定は、本法の規定に従って実現される。

第3節

第3章

訴訟活動における国家賠償責任

第1節

² 原語は “chí phí” (支費=費用)

³ 原語は “tổ chức” (=組織する)

⁴ 原語は “chủ trì” (=主宰する)

⁵ 原語は “xã” (社), “phường” (坊=地域、地区、管轄区), “huyện” (市鎮=都市)

⁶ 原語は “thành” (=目的を達成する)

⁷ 原語は “vô lý và khách quan”。ベトナム民法161条1項参照

⁸ 原語は “huyện”

⁹ 原語は “hình thức” (形式)。

賠償責任の範囲

第26条 刑事訴訟活動における賠償責任の範囲

国家は、次の各場合に賠償責任を負う。

1. 暫定留置^③を受けた者が、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、法令に違反する行為を行っていないとの理由により、暫定留置決定を取消すとの決定を受けた場合。
2. 勘留中の者^④、有期懲役刑又は無期懲役刑を受け、あるいは受け終わった者、死刑判決を受け、あるいはすでに死刑判決が執行された者が、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、犯罪行為を行っていないことを確定する判決、決定を受けた場合。
3. 立件手続を受け^⑤、起訴され^⑥、裁判を受け^⑦、あるいは判決の執行を受けたが暫定留置、勘留あるいは有期懲役刑を受けなかった者が、刑事手続活動において権限を有する機関により、犯罪行為を行っていないことを確定する判決、決定を受けた場合。
4. 1個の事件で複数の罪について立件手続を受け、起訴され、裁判を受けた者が、懲役刑の執行を受け、その後、刑事手続活動において権限を有する機関により、その罪のうちの1つ又はいくつかの罪についてその者が罪を犯していない旨確定する判決、決定を受け、かつ、残りの罪の刑が既に勘留、執行された刑の期間より少ない場合、その者は、執行されるべき罪の刑の程度を超えて勘留、執行された期間に相当する損害について、賠償を受けることができる。
5. 1個の事件で複数の罪について立件手続を受け、起訴され、裁判を受けた者が、死刑の判決を受けたがまだ執行されておらず、その後、刑事手続活動において権限を有する機関により、死刑判決のもととなった罪を犯していない旨確定する判決、決定を受け、かつ、残りの罪の刑の総計が勘留されていた期間より少ない場合、その者は、執行されるべき罪の刑の程度を超えて勘留された期間に相当する損害について、賠償を受けることができる。
6. ある者が多数の判決を受け、裁判所がそれらの判決を併合したが、その後、刑事手続活動において権限を有する機関により、その者が罪の1つ又はいくつかを犯していない旨確定する判決、決定を受け、かつ、残りの罪の刑が既に勘留、執行された刑の期間より少ない場合、その者は、執行されるべき罪の刑の程度を超えて勘留、執行された期間に相当する損害について、賠償を受けることができる。
7. 組織、個人は、本条1項、2項及び3項に規定された場合に関連して没収^⑧、差押^⑨、留置^⑩、没収^⑪の処分を受けて財産の損害を受けたときは、賠償を受けることができる。

第27条 刑事訴訟活動において損害の賠償がされない場合

1. 法律の規定により刑事責任を免除された者。

^③原語は“tạm giữ”。ベトナム刑訴法86条参照。

^④原語は“tạm giam”。ベトナム刑訴法88条参照。

^⑤原語は“khoi to”（公訴）。ベトナム刑訴法100条（事件立件）、126条（被疑者立件）参照。

^⑥原語は“tuy to”（追訴）。ベトナム刑訴法166条～169条（起訴）参照。

^⑦原語は“xét xử”（=審理）。ベトナム刑訴法第3編参照。

^⑧原語は“thu giữ”。ベトナム刑訴法144条参照（捜査機関の郵便局における信書、郵便物等の没収）。

^⑨原語は“tạm giữ”。ベトナム刑訴法145条参照。

^⑩原語は“kép bì”。ベトナム刑訴法146条参照。

^⑪原語は“tịch thu”。ベトナム刑法40条、同刑訴法267条参照（刑の執行としての没収）。

2. 他人の代わりに有罪を受け、あるいは犯罪を隠すために、虚偽の報告をし、真実と異なる資料その他の証拠物を提出した場合。
3. 1個の事件で複数の罪について立件手続を受け、起訴され、裁判を受けた、あるいは裁判所が複数の判決を併合した場合で、その者が暫定留置、勘留、懲役刑を受け、あるいは死刑判決を受けたがまだ執行されておらず、その後、刑事手続活動において権限を有する機関により、その者が1つ又はいくつかの罪を犯していない旨確定する判決、決定を受けたが、本法第26条4項、5項及び6項に規定する場合に該当しない場合。
4. 被害者の要求により立件手続、起訴、裁判を受けたが、その要求が取り下げられたために事件が中止^⑫された場合。但し、その者の法律違反行為が犯罪を構成しない場合を除く。
5. ある者が、立件、起訴、裁判の時点では法規範文書に従って正しく立件、起訴、裁判を受けたが、立件、起訴、裁判の後で公布された新法規範文書により、法的効力を有する判決、決定が発布された時点では、刑事責任を負わなくなった場合。

第28条 民事、行政訴訟活動における賠償責任の範囲

国家は、以下の各場合において、民事訴訟あるいは行政訴訟を執行する者が発生させた損害の賠償責任を負う。

1. 緊急仮処分^⑬の職権による^⑭適用。
2. 個人、機関、組織の要求した緊急仮処分以外の緊急仮処分の適用。
3. 個人、機関、組織の要求した緊急仮処分を超えた緊急仮処分の適用。
4. 法令に反することを明白に知りながら、又は故意に事件記録を悪用して違法な判決、決定の発布。

第2節

賠償責任機関

第29条 刑事訴訟活動における賠償責任機関

1. 刑事訴訟活動において賠償責任を有する機関は、本法第30条、31条及び第32条の規定する機関である。
当該機関がすでに分割、併合、統合あるいは解散した場合、あるいは、公務執行につき委託した場合、賠償責任機関は本法第14条2項a号及びc号の規定に従って確定される。
2. 刑事訴訟活動における賠償責任機関は、前の手続段階において発生した損害を賠償しなければならない。

第30条 捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任せられた機関^⑮の賠償責任

捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任せられた機関は、以下の場合に賠償責任を負う。

1. 暫定勾留決定を発布したが、暫定留置を受けた者が法律違反行為を行っていないとの理由で権限ある検察院が暫定留置決定を破棄した場合。
2. 被疑者立件^⑯決定を発布したが、立件された者が罪を犯していないとの理由で権限ある検察院が立件決定を承認^⑰しなかった場合。

^⑫原語は“định chỉ”。ベトナム刑事訴訟法第105条2項参照。

^⑬原語は“biên pháp khẩn cấp tạm thời”。

^⑭原語は“tự mình”（=自ら）

^⑮原語は“cơ quan được giao nhiệm vụ tiến hành một số hoạt động điều tra trong hoạt động tố tụng hình sự” ベトナム刑事訴訟法第111条参照

^⑯原語は“khởi tố bị can”。ベトナム刑事訴訟法第126条参照。

^⑰原語は“phê chuẩn”（批准）。ベトナム刑事訴訟法第126条4項参照。

第3 1条 刑事訴訟活動における人民検察院の賠償責任

検察院は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。

1. 検察院が権限ある捜査機関の暫定留置延長決定を承認したが⁵、暫定留置された者が法令に違反する行為を行っていない場合。
2. 検察院が権限ある捜査機関の勾留命令⁶を承認し、あるいは検察院自らが勾留命令又は勾留延長命令を発布したが、その後、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、被疑者が犯罪行為を行っていないとの決定がなされた場合。
3. 第一審裁判所が補充捜査のために記録を差し戻したが、その後、権限ある機関により、被疑者が犯罪行為を行っていないとの理由で、捜査の中止⁷決定がなされた場合。
4. 被疑者に対する起訴決定をしたが、第一審裁判所が被告人⁸は罪を犯していない旨無罪判決をし、第一審判決が法的効力が生じた場合。
5. 控訴審裁判所⁹が、被告人は罪を犯していない旨無罪を言い渡した第一審裁判所の決定、判決を維持した場合。
6. 控訴審裁判所が被告人は犯罪行為を行っていないとの理由により無罪を言い渡した第一審裁判所の決定、判決を維持し、その後、監督審、再審の手続に従った裁判所の審理でも、被告人は犯罪行為を行っていないとの理由により被告人を無罪とした控訴審裁判所の判決、決定を維持した場合。

第3 2条 刑事訴訟活動における人民裁判所の賠償責任

1. 第一審裁判所は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。
 - a) 第一審裁判所が被告人を有罪である旨判決を言い渡したが、控訴審が被告人は犯罪を行っていないとの理由により第一審判決を破棄し、被告人は無罪である旨言い渡し、事件を中止した場合、あるいは、控訴審が被告人を有罪である旨言い渡した第一審判決を再捜査のために破棄し、その後、被告人が罪を犯していないとの理由により捜査の中止又は事件の中止がされた場合、あるいは、控訴審が被告人を有罪である旨言い渡した第一審判決を再審理のために破棄し、その後、犯罪を行っていないとの理由により被告人が無罪を言い渡された場合。
 - b) 第一審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡し、その第一審判決が既に法的効力を有したが、監督審、再審の手続に従った裁判所の審理により、その者が犯罪を行っていないとの理由で判決が破棄され、事件が中止された場合。
 - c) 第一審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡し、判決が既に法的効力を有したが、監督審、再審の手続に従った裁判所の審理により、その者が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
 - d) 第一審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡し、判決が既に法的効力を有したが、監督審、再審の手続に従った裁判所の審理により、再審理のために判決が破棄され、その後、被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。
2. 控訴審裁判所は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。
 - a) 控訴審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡したが、監督審、再審の手続に従った裁判所の審理により、その者が犯罪を行っていないとの理由によって控訴審判決を破棄され、事件を中止された場合。

⁵ ベトナム刑事訴訟法第87条2項の「承認の決定」の意味である。本条2項及び3項の「承認」も同じく「承認決定」である。

⁶ 原語は“kênh tam giam”。ベトナム刑事訴訟法88条3項の「勾留状（原語では「勾留命令」）」参照。

⁷ 原語は“đình chỉ”（停止=意訳「中止」）。ベトナム刑事訴訟法第169条1項（検察院の中止決定発布）。

⁸ 原語は“bị cáo”。

⁹ 原語は“Tòa án cấp phúc thẩm”。

- b) 控訴審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡したが、監督審、再審の手続に従った裁判所の審理により、その判決が再捜査のために破棄され、その後、被告人が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
- c) 控訴審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡したが、監督審、再審の手続に従った裁判所の審理により、その判決が再審理のために破棄され、その後、被告人が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
3. 省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する¹⁰軍事裁判所¹¹は、それぞれの裁判官委員会が監督審、再審の手続に従った審理により被告人を有罪である旨言い渡した下級裁判所の判決を維持したとき、次の各場合に損害賠償責任を負う。
 - a) 最高人民裁判所¹²が、監督審、再審の手続に従った審理によって、その者が犯罪を行っていないとの理由により、省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する軍事裁判所の裁判官委員会の監督審、再審の決定を破棄し、その後、被告人が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
 - b) 最高人民裁判所¹²が、監督審、再審の手続に従った審理によって、再捜査のために省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する軍事裁判所の裁判官委員会の監督審、再審の決定を破棄し、その後、被告人が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
 - c) 最高人民裁判所¹²が、監督審、再審の手続に従った審理によって、再審理のために省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する軍事裁判所の裁判官委員会の監督審、再審の決定を破棄し、その後、被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。
 4. 最高人民裁判所¹²は、最高人民裁判所控訴審裁判所、最高人民裁判所¹²刑事裁判所又は中央軍事裁判所（以下、「管轄権ある裁判所」という。）が監督審、再審の手続に従った審理によって被告人が有罪である旨言い渡した下級裁判所の判決を維持したとき、次の各場合に損害賠償責任を負う。
 - a) 最高人民裁判所裁判官評議会¹³が、被告人が犯罪を行っていないとの理由により、最高人民裁判所¹²に所属する管轄権ある裁判所の監督審、再審の決定を破棄し、事件を中止した場合。
 - b) 最高人民裁判所裁判官評議会が、再捜査のため、最高人民裁判所¹²に所属する管轄権ある裁判所の監督審、再審の決定を破棄し、その後、被告人が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
 - c) 最高人民裁判所裁判官評議会が、再審理のため、最高人民裁判所¹²に所属する管轄権ある裁判所の監督審、再審の決定を破棄し、その後、被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。

第3 3条 民事・行政訴訟活動における賠償責任機関

1. 本法第28条1、2及び3項に規定された緊急仮処分を適用する決定を発布した権限ある裁判所は、賠償責任を負う。
2. 第一审裁判所は、本法28条第4項に規定する法的効力を有する第一審判決若しくは決定が、監督審又は再審手続に従って審理した裁判所により、破棄された場合、賠償責任を負う。

¹⁰ 原語は“tuong duong”。

¹¹ 原語は“Toà án quân sự/quân khu”。ベトナム刑事訴訟法第275条3項参照。

¹² 原語は“Hội đồng Thẩm phán Toà án nhân dân tối cao”。ベトナム刑事訴訟法第279条3項参照。

3. 控訴審は、本法第28条第4項に規定する法的効力を有する控訴審判決若しくは決定が、監督審又は再審手続に従って審理した裁判所により、破棄された場合、損害賠償を負う。
4. 監督審、再審の手続に従って審理した裁判所は、本法第28条第4項の規定する法定効力を有する監督審、再審判決が、さらに監督審若しくは再審の手続に従って審理した裁判所により、破棄された場合、賠償責任を負う。
5. 本条1項、2項、3項及び4項に規定する裁判所がすでに分割、併合、統合若しくは解散した場合、賠償責任機関は、本法第14条2項a号の規定に従って確定される。

第3節

訴訟執行機関における賠償解決手続

第34条 刑事訴訟執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第26条に規定された公務を執行する者が違法行為を行ったことを確定する文書を受け取った場合、以下の規定に従い、賠償責任機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
 - a) 本法第30条の規定に従って捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任せられた機関の暫定留置決定又は被疑者立件決定によって損害を受けた者は、その暫定留置決定又は被疑者立件決定を発布した捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任せられた機関に対して、賠償請求書を提出する。
 - b) 本法第31条に規定された各場合に該当するときは、損害を受けた者は、その決定を発布した検察院に対して、賠償請求書を提出する。
 - c) 本法第32条に規定する権限ある裁判所の判決、決定により損害を受けた者は、その判決、決定を発布した裁判所に対して、賠償請求書を提出する。
2. 本条1項に規定する刑事訴訟活動における賠償請求書には以下の主要な内容を記載する。
 - a) 損害賠償請求者の氏名、住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、請求者が本法第26条に規定する各場合の一つに該当することを確定する決定又は判決、及び賠償請求に関する資料、証拠を添付しなければならない。

第35条 民事訴訟・行政訴訟活動の執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第28条に規定された公務を執行する者が違法行為を行ったことを確定する文書を受け取った場合、以下の規定に従い、賠償責任機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
 - a) 本法第28条1項、2項及び3項に各規定された緊急仮処分を適用した人民裁判所によって損害を受けた者は、その緊急仮処分を適用する決定を発した裁判所に対して、賠償請求書を提出する。
 - b) 本法第28条4項に規定された違法な判決、決定を発した人民裁判所によって損害を受けた者は、その判決、決定を発した裁判所に対して賠償請求書を提出する。
2. 本条1項に規定する民事訴訟・行政訴訟活動における賠償請求書には、以下の主要な内容を記載する。
 - a) 損害賠償請求者の氏名、住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定する文書及び賠償請求に関する資料、証拠を添付しなければならない。

第36条 訴訟活動における受理、確定⁵、交渉、賠償解決決定発布及び賠償解決決定の効力

刑事訴訟、民事訴訟及び行政訴訟活動における受理、確定、交渉、賠償解決決定の発布及び賠償解決決定の効力に関しては、本法第17条、18条、19条、20条及び21条の各規定を準用する。

第37条 裁判所における訴訟活動に関する賠償請求の解決

訴訟活動に関する裁判所への賠償解決の訴え提起、管轄権、裁判所における賠償解決手続については、本法第22条、23条の規定に従う。

第4章

判決執行活動における国家賠償責任

第1節

範囲及び賠償責任機関

第38条 民事判決執行活動における賠償責任の範囲

国家は、以下の場合、公務執行者の違法行為により発生した損害の賠償責任を負う。

1. 以下の決定を発布した、あるいは発布しなかったこと
 - a) 判決執行
 - b) 判決執行に関する決定の取消、変更、補充、破棄⁵⁴
 - c) 判決執行の保全措置⁵⁵の適用
 - d) 判決執行の強制
 - e) 判決執行による緊急仮処分の適用決定の執行
 - f) 判決執行の延期
 - g) 判決執行の停止⁵⁶、中止
 - h) 判決執行の継続
2. 2. 本条1項に規定された各決定の執行を実行する⁵⁷、あるいは故意に実行しないこと。

第39条 刑事判決執行活動における賠償責任の範囲

国家は、以下の場合、公務執行者の違法行為により発生した損害の賠償責任を負う。

1. 死刑判決執行の決定を発布する権限を有する者が、刑法第35条に規定する条件を満たす者に対して死刑判決執行の決定を発布した。
2. 裁判所の判決、決定した懲役期間を超えて人を拘束した。
3. 有罪判決を受けた者に対する判決執行の延期決定⁵⁸又は懲役判決の停止決定⁵⁹を実行しなかった。
4. 減刑の決定、特赦の決定、大赦の決定を実行しなかった。

第40条 判決執行活動における賠償責任機関

1. 刑事判決執行活動における賠償責任機関は、刑務所⁶⁰、拘置所⁶¹、暫定留置場を管理する機関⁶²、権限ある公安機関及び判決執行決定を発布した裁判所⁶³である。

⁵³ 第18条の脚注21に同じ。

⁵⁴ 民事判決執行法(262008QH12)第37条を参照。

⁵⁵ 民事判決執行法(同上)第66条を参照。

⁵⁶ 原語は“Tạmdinhchí”。直訳では「一時的な・停止」であり、邦訳では「停止」。

⁵⁷ 原語は“Tôchúc”（=確定する。組織する）。

⁵⁸ ベトナム刑法第61条、同刑事訴訟法第261条参照。

⁵⁹ ベトナム刑法第62条、同刑事訴訟法第262条参照。

⁶⁰ 原語は“trại giam”。

⁶¹ 原語は“trại tạm giam”。

⁶² 「暫定留置場」の原語は“nhà tạm giữ”。

⁶³ ベトナム刑事訴訟法第256条1項参照。

- 2 民事判決執行活動における賠償責任機関は、公務執行者を直接監督する民事判決執行機関である。
3. 本法第1項、第2項に規定された各機関がすでに分割、併合、統合若しくは解散された場合、又は、賠償解決要求書を受理した時点で公務執行者がすでにその機関で勤務していない場合、公務執行につき委嘱あるいは委託があった場合、賠償責任機関は、本法第14条2項a号、b号及びc号の規定に従って確定される。

第2節 賠償解決手続

第41条 民事判決執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第38条に規定された公務を執行する者の違法行為を確定する文書を受け取った場合、本法第40条2項及び3項に規定された権限ある機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
2. 民事判決執行活動における賠償請求書には以下の主要な内容を記載する。
 - a) 損害賠償請求者の氏名、住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定する文書及び賠償請求に関する資料、証拠を添付しなければならない。

第42条 刑事判決執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者又はその親類^④は、本法第39条に規定された公務を執行する者の違法行為を確定する文書を受け取った場合、以下の規定に従い、賠償責任機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
 - a) 本法第39条2項に規定された裁判所の判決、決定した懲役期間を超えて拘束された者は、その期間を超えて拘束を行った刑務所、拘置所、暫定留置場を管理する機関に対して、賠償請求書を提出する。
 - b) 本法第39条3項、4項に規定された懲役刑の執行延期、懲役刑の停止、減刑、特赦又は大赦の決定を実行されずに損害を受けた者は、権限ある公安機関に対して、賠償請求書を提出する。
 - c) 本法第39条1項に規定する死刑判決執行により損害を受けた者（伊藤注：被執行者）の親類は、その決定を発布した権限ある裁判所に対して、賠償請求書を提出する。
2. 本条1項に規定する刑事判決執行活動における賠償請求書には、以下の主要な内容を記載する。
 - a) 損害賠償請求者の氏名、住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定する文書及び賠償請求に関する資料、証拠を添付しなければならない。

第43条 判決執行活動における受理、確定^⑤、交渉、賠償解決決定の発布

判決執行活動における受理、確定、交渉、賠償解決決定の発布及び賠償解決決定の効力に関しては、本法第17条、18条、19条、20条及び21条の各規定を準用する。

第44条 裁判所における判決執行活動に関する賠償請求の解決

^④ 原語は “tān nhán”。

^⑤ 第18条の脚注21と同じ。

判決執行活動に関する裁判所への賠償解決の訴え提起、管轄権、裁判所における賠償解決手続については、本法22条、23条の規定に従う。

第5章 賠償される損害

第45条 財産が侵害されたことによる損害

1. 財産が裁判所の命令によって売却され^⑥、喪失された場合、その損害は、賠償解決の時点における同種の財産若しくは同様の性能、技術的水準を有する財産の市場価格及び売却あるいは喪失された財産の損失の程度に基づいて確定される。
2. 財産が損壊した場合、その損害は、賠償解決の時点における市場価格に従い、当該財産の修理、回復に関連する費用である。もし、損壊された財産が修理、回復できない場合、その損害は、本条1項の規定に従って確定される。
3. 財産を使用、利用^⑦しなかつたことにより損害が発生した場合、その損害は、失われた実収入である。貸貸の市場のある財産に関する場合は、失われた実収入は、賠償解決の時点における同種の財産又は同様の技術的水準、性能、機能^⑧及び品質を有する財産の貸貸価格と同程度として確定される。市場において貸貸されていない財産に関する場合は、失われた実収入は、損害発生時点以前の通常の状況下において損害を受けた財産から得られる収入に基づいて確定される。もし留置された財産が被害者又は他の管理者に渡された場合、財産の損失を阻止し、制限し、克服するための合理的な費用は、賠償される損害である。
4. 権限ある国家機関の決定に従って国庫に納付され、没収され、若しくは判決執行に使用された金銭^⑨及び権限ある国家機関が担保として保管していた金銭は、被害者又はその親族に返還される。その金銭が有利子の貸借金である場合、合法的な利息全額を返還しなければならない。その金銭が有利子の貸借金ではない場合、賠償解決の時点においてベトナム国家銀行が公布する基本利息割合に基づき、利息全額を被害者又はその親族に返還しなければならない。

第46条 実収入が失われ、又は減少したことによる損害

1. 確定し得る収入を有する個人、組織は、失われた実収入額に従って賠償を受けることができる。
2. 個人が一定の収入を得ているがその金額が安定しない場合、賠償額は、損害発生時点の直近3連続月の平均収入に基づいて確定される。
3. 収入を有するがその収入額が安定せず、かつ具体的な確定根拠を有しない個人又は臨時的^⑩性質の収入を有する個人は、当該地域において同種の労働者が得る平均収入額を適用される。平均収入が確定できない場合、賠償金は、賠償解決の時点で国家が規定している行政分野での最低賃金（以下、「最低賃金」という。）が適用される。

第47条 精神的損害

1. 行政上の留置を受けている期間中、又は更正施設、再教育施設若しくは医療施設に収容されている期間中の精神的損害は、行政上の留置を受け又は更正施設、再教育施設若しくは医療施設に収容されていた1日につき、2日分の最低賃金として確定される。

^⑥ 原語は “phátmại”（発売=裁判所による売却）。

^⑦ 原語は “khai thác”（開拓）。

^⑧ 原語は “tác dụng”（作用）。

^⑨ 原語は “khoản tiền”。

^⑩ 原語は “thời vụ”（時務=今の仕事、収穫季節）。

- 2 暫定留置、勾留、懲役刑の執行の場合における精神的損害は、暫定留置、勾留、懲役刑の執行を受けていた1日につき、3日分の最低賃金として確定される。
- 3 被害者が死亡した場合における精神的損害は、最低賃金の360か月分として確定される。
- 4 健康を侵害された場合における精神的損害は、損なわれた健康の程度に基づいて確定されるが、最低賃金の30か月分を超えないものとする。
- 5 本条2項に規定された各場合以外に立件手続され、起訴され、公判を受け、あるいは判決を執行された場合における精神的損害は、立件手続、起訴、公判、又は非拘束強制⁷若しくは執行猶予⁷の判決執行を受けていた1日につき、1日分の最低賃金として確定される。損害賠償の計算期間は、被疑者立件手続の決定がされた日から、権限ある機関によってその者が本法第26条の規定により賠償される場合に該当する旨確定する判決、決定が出された日までである。

第48条 被害者が死亡したことによる物的損害

- 1 被害者が死亡する前に、被害者を治療し、健康を改善し、看護するのに要した合理的な費用。
- 2 社会保障法⁷に従った合理的な葬儀費用。
- 3 被害者が扶養義務を有する者に対する給養金。毎月の給養金は、法律に他の定めがある場合又は権限ある国家機関による有効な決定に従つて既に確定された場合を除き、賠償解決の時点における最低賃金額をもって確定される。

第49条 健康侵害により生じた物的損害

- 1 被害者の健康及び失った又は減少した機能を治療し、看護し、快復するための合理的な費用。
- 2 本法第46条の規定に基づく、失われ又は減少した被害者の実収入。
- 3 治療期間中の合理的費用及び被害者を看護した者が失った実収入。
- 4 被害者が労働能力を失い、當時他者による看護を必要とする場合、賠償される損害には、被害者の看護に要する合理的費用、被害者が扶養義務を果たしている者への給養金を含む。毎月の給養金の額は、法律に他の定めがある場合又は権限ある国家機関による有効な決定に従つて既に確定された場合を除き、賠償解決の時点における最低賃金額をもって確定される。

第50条 財産の返還

没収⁷、差押、留置又は没収を受けた財産は、没収、差押、留置又は没収の各決定が取り消されたときは、ただちに返還されなければならない。

第51条 刑事訴訟活動において損害を受けた者に対する名譽回復

- 1 本法第26条1項、2項及び3項に規定した損害を受けた者又はその法的代理人から名譽回復に関する文書による請求を受けた日から30日以内に、その請求を受理した賠償責任機関は、謝罪、公開訂正を行わなければならない。
- 2 謝罪及び公開訂正は、以下の形式で行われる。
 - a) 被害者が居住し、あるいは勤務する場所において、当該地域の代表者、被害者が勤務する機関の代表者、被害者が所属する

⁷ 原語は “că tộ không giam giữ” 。ベトナム刑法第31条、同刑事訴訟法第264条参照。

⁷ 原語は “phạt tù cho hưởng án treo” 。ベトナム刑法第60条、同刑事訴訟法第264条参照。

⁷ 原語の正式名は “pháp luật về bảo hiến xã hội” 。

⁷ 本法26条7項を参照。

- 何らかの政治社会組織の代表者の参加のもと、直接的に謝罪し、公開訂正を行う。
- b) 被害者あるいはその法的代理人の要求に基づき、1つの中央新聞及び1つの地方新聞に3版連続で掲載する。
 - 3 被害者が死亡した場合、その親族が名譽回復を請求する権利を有する。

第6章

賠償経費及び支払手続

第52条 賠償経費

- 1 中央機関が賠償責任を有する場合、賠償経費は中央予算から確保される。
- 2 地方機関が賠償責任を有する場合、賠償経費は地方予算から確保される。

第53条 賠償経費の概算

各級の財政機関は、毎年、前年の賠償実績に基づき、自らの概算予算への組込み及び国家予算法⁷の規定に従つて決定権限を有する国家機関に対する報告を行うため、同級の機関や下部組織⁷と協力して賠償経費の概算を行い、この予算が賠償金の支払要求があつた場合に各機関や下部組織に対して支払われる。

第54条 賠償金の配分⁷及び支払の手順、手続⁷

- 1 賠償責任機関は、賠償解決に関する法的効力のある判決又は決定を受け取った日から5営業日以内に、同級の財政機関に対して賠償を提案する書類を送らなければならない。機関が中央予算から経費を受け取る場合、書類は上級監督機関に送るものとする。書類を受け取った機関は、5営業日以内に、経費配分を求める賠償提案書類が法律の規定に合っているかを調査し、又は同級の財政機関に対して賠償経費の配分を求めるために書類を送る責任を負う。書類が法律の規定に合致しない場合、書類を受け取った機関は、賠償責任機関に対して、書類を補充するか、又は賠償解決決定を変更、補充するように指導する。書類を補充する期間は15日を超えてはならない。
- 2 賠償を提案する書類に含むもの。
 - a) 賠償を受けられる者、具体的な損害に対する各賠償金の額及び賠償実施のために配当を求める総額について十分かつ具体的に記載された賠償経費の配分提案書。
 - b) 公務執行者の違法行為を確定する旨の権限ある国家機関による判決、決定の写し。
 - c) 賠償解決に関する権限ある機関による法的効力のある判決、決定
- 3 権限ある財政機関は、法律規定に合致する賠償提案書類を受け取った日から10日以内に、損害を受けた者への支払のため、賠償責任機関に対して経費を配分する。
- 4 賠償責任機関は、財政機関から配分された経費を受け取った後、5営業日以内に、被害者又はその親族に対して、賠償金の支払を行わなければならない。
- 5 賠償解決に関する裁判所の判決、決定が法的効力を有したのに賠償責任機関が自発的に実施しない場合、賠償を受けられる者は、民事判決執行法⁷の規定に従つて民事判決執行機関に対して実施を求める権利を有する。

⁷ 原語での正式名は “pháp luật về việc xác minh”

⁷ 原語は “đơn vị” (単位=基礎組織、団体の下部組織)

⁷ 原語は “cấp” (給=発行する、割り当てる)

⁷ 原語は “tình huống” (程序=手順) , “thì tuyc” (手続)

⁷ 原語での正式名は “pháp luật thi hành dân sự”

第5 5条 賠償経費の決算^①

各賠償責任機関及び下部組織は、会計年度が終了する際、賠償支払をした経費の決算を行い、それぞれの機関及び組織の年度予算の決算において統合し^②、国家予算法の規定に従って権限ある機関にそれを送ることとする。

第 7 章

返済責任

第5 6条 公務執行者の返済及び責任処理の義務

1. 故意・過失^③により損害を発生させた公務執行者は、権限ある機関の決定に従って、損害を受けた者に國家が賠償した金額^④を返済する義務を負う。
2. 過失^⑤により本法第2 6条に規定する損害を発生させた公務執行者は、返済義務を負う必要はない。
3. 公務遂行者は、本条1項に規定した返済とは別に、違法の性質と程度に応じて、懲戒処分^⑥を受け、あるいは法律の規定に従って刑事責任を追求されなければならない。

第5 7条 返済額の確定根拠

1. 返済額の確定根拠は次による。
 - a) 公務執行者の過失の程度
 - b) 発生した損害の重大性
 - c) 公務執行者の経済状態

政府、最高人民法院、最高人民検察院は、公務執行者の返済額の確定に関する詳細を規定するものとする。
2. 複数の公務執行者が損害を発生させた場合、これらの者は連帶して返済義務を負う。賠償責任機関は、返済義務を負う各人に對して返済額を統一的に確定するため、損害を発生させた公務執行者を管理する各機関を統轄^⑦し、これらと協力する。

第5 8条 返済の確定手順、手続

1. 賠償責任機関は、賠償を実行した日から20日以内に、損害を発生させた公務執行者についての返済責任及び返済額を確定するため、返済責任検討委員会^⑧を設置する。
複数の異なる機関に所属する複数の公務員がお互いに損害を発生させた場合、損害を発生させた各公務執行者に對して返済責任及び返済額を確定するため、関連機関の代表者が返済責任検討委員会に参加しなければならない。
政府、最高人民法院、最高人民検察院は、公務執行者の返済責任を検討する委員会についての設置、構成、任務、権限を規定するものとする。
2. 本法第5 9条に規定する権限を有する者は、賠償を実行した日から30日以内に、返済決定を発布する。返済決定は、返済義務を有する者、賠償責任機関の直近上級機関に對して送付しなければならない。

第5 9条 返済決定の発布権限

1. 賠償責任機関の長は、返済決定を発布する権限を有する。

^① 原語は “quyết toán”

^② 原語は “tổng hợp chung” (総合・)

^③ 原語では “lỗi” とのみ記述しており、故意・過失双方を含む。

^④ 原語では “một khoản” (≈the amount) とあるが、賠償額の一部か全部かも含めて機関が決定する。

^⑤ 原語では “lỗi vô ý” と限定している。

^⑥ 原語では “xử lý kỷ luật” (2語ずつで「処理・紀律」)。

^⑦ 原語では “chủ tịc”。

^⑧ 原語では “Hội đồng xem xét trách nhiệm hoặc ta”

2. 賠償責任機関の長が返済義務を負う者である場合、その者の直近上級機関の長が返済決定を発布する権限を有する。

第6 0条 返済決定に対する不服申立、訴え提起

返済責任を負う公務執行者は、返済決定に同意しない場合、不服申立・告訴法又は行政事件解決手続法の規定に従って、当該決定に対する不服申立て又は訴え提起をする権利を有する。

第6 1条 返済決定の効力

1. 返済決定は、損害を発生させた公務執行者が当該決定に対し不服申立又は訴え提起をしない場合、その署名の日から15日後に効力を有する。
2. 返済決定を発布した機関は、法的効力を有した返済決定に基づき、返済すべき金銭の徵収を行う責任を有する。

第6 2条 返済の実行

1. 返済は、一括又は分割により行うことができる。
2. 返済が公務執行者の毎月の給料^⑨から差し引いて行われる場合、その最低限は毎月の給料の総収入の10パーセント未満にはできず、かつ、30パーセントを超えることはできない。

第6 3条 返済金の管理、使用

賠償責任機関は、返済金を全額かつ適時に国家予算に納めなければならぬ。返済金の管理及び使用は、国家予算法の規定に従って行う。

第 8 章

施行に関する規定

第6 4条 賠償解決過程における裁判費用、手数料、その他の各種費用及び税金の不徴収

1. 被害者は、本法の規定に従って国家の責任の範囲にある損害の賠償請求権行使する場合、手数料、裁判費用及びその他の費用を支払う必要はない。
2. 被害者が受け取った賠償金に対しては、個人所得税、法人税を課税しない。

第6 5条 施行の効力

1. この法律は、2010年1月1日から効力を生じる。
2. 以下に掲げる法規範文書は、本法の効力が生じた時点で効力を失う。
 - a) 刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388/2003/NQ-UBTVQH11及びその施行に関する指導文書。
 - b) 公務員、国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令47/C.P及びその施行に関する指導文書。

第6 6条 経過措置規定

1. 本法が効力を有する前に「刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388/2003/NQ-UBTVQH11」及び「公務員、国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令47/C.P」に従って受理されたがまだ解決されていない、あるいは解決中の事案に関しては、それらの法規範文書を解決のために引き続き適用する。

^⑨ 原語は “luong” (糧=賃金、手間賃)

- 2 「刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388／2003／NQ-UBTVQH11」及び「公務員、国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令47／CP」に従って賠償されることができ、これら文書の規定によればまだ時效が来ていないが、未だ国家賠償の要求がされていない、または要求はされたがまだ受理していない場合、本法の各規定が解決のために適用される。

第67条 施行にかかる細則及び指導規定

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、本法内の委任条項の実行についての細則、指導規定及び国家管理の要請に応えるための本法にかかるその他の必要な指導規定を定める。

本法は、ベトナム社会主義共和国第12期第5回国会において、2009年．．．月．．．日、承認された。

国会議長

グエン・フー・チョン